

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分	注	注	注	注			
	入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	一定の要件を満たす入院患者の数が規準に達しない場合	所定のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が不整備である場合	特定処置未実施未実施加算			
				前下欄の設備基準を満たさない場合			
				存在性認知症患者受入加算			
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<8:1>介護<8:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	×95/100	要介護1 (633 単位)	→92単位		
		要介護2 (672 単位)		→67単位			
		b 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <看護機能強化型A> <従来型個室>	×95/100	要介護1 (650 単位)	→65単位		
		要介護2 (702 単位)		→70単位			
		c 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <看護機能強化型B> <従来型個室>	×95/100	要介護1 (667 単位)	→67単位		
		要介護2 (720 単位)		→72単位			
		d 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <多床室>	×95/100	要介護1 (817 単位)	→82単位		
		要介護2 (840 単位)		→84単位			
		e 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <看護機能強化型A> <多床室>	×95/100	要介護1 (853 単位)	→85単位		
		要介護2 (891 単位)		→89単位			
		f 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <看護機能強化型B> <多床室>	×95/100	要介護1 (861 単位)	→86単位		
		要介護2 (911 単位)		→91単位			
		g 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <看護機能強化型A> <多床室>	×95/100	要介護1 (962 単位)	→96単位		
		要介護2 (992 単位)		→99単位			
		h 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <看護機能強化型B> <多床室>	×95/100	要介護1 (748 単位)	→75単位		
		要介護2 (798 単位)		→80単位			
		i 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <看護機能強化型A> <多床室>	×95/100	要介護1 (845 単位)	→85単位		
		要介護2 (897 単位)		→90単位			
		j 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <看護機能強化型B> <多床室>	×95/100	要介護1 (948 単位)	→95単位		
		要介護2 (988 単位)		→99単位			
		k 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	×70/100	要介護1 (546 単位)	→55単位		
		要介護2 (590 単位)		→59単位			
		l 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	×95/100	要介護1 (633 単位)	→63単位		
		要介護2 (678 単位)		→68単位			
		m 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	×95/100	要介護1 (721 単位)	→72単位		
		要介護2 (752 単位)		→75単位			
		n 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <多床室>	×95/100	要介護1 (826 単位)	→83単位		
		要介護2 (826 単位)		→83単位			
		o 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <看護機能強化型A>	×97/100	要介護1 (748 単位)	→75単位		
		要介護2 (797 単位)		→80単位			
		p 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <看護機能強化型A>	×95/100	要介護1 (845 単位)	→85単位		
		要介護2 (893 単位)		→90単位			
		q 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <看護機能強化型A>	×95/100	要介護1 (942 単位)	→94単位		
		要介護2 (978 単位)		→98単位			
		r 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <看護機能強化型A>	×95/100	要介護1 (766 単位)	→77単位		
		要介護2 (815 単位)		→82単位			
		s 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <看護機能強化型A>	×95/100	要介護1 (877 単位)	→88単位		
		要介護2 (915 単位)		→92単位			
		t 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <看護機能強化型A>	×95/100	要介護1 (978 単位)	→98単位		
		要介護2 (995 単位)		→100単位			
		u 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <看護機能強化型A>	×95/100	要介護1 (775 単位)	→78単位		
		要介護2 (827 単位)		→83単位			
		v 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <看護機能強化型A>	×95/100	要介護1 (877 単位)	→88単位		
		要介護2 (927 単位)		→93単位			
		w 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <看護機能強化型A>	×95/100	要介護1 (978 単位)	→98単位		
		要介護2 (995 単位)		→100単位			
		x 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <看護機能強化型A>	×95/100	要介護1 (766 単位)	→77単位		
		要介護2 (816 単位)		→82単位			
		y 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <看護機能強化型A>	×95/100	要介護1 (866 単位)	→87単位		
		要介護2 (915 単位)		→92単位			
		z 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <看護機能強化型A>	×95/100	要介護1 (965 単位)	→97単位		
		要介護2 (995 単位)		→100単位			
注 外泊時費用	入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定						
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要となり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定						
(3) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)							
(4) 退院時指導等加算 (※1)	(一) 退院時指導加算 a 退院前訪問指導加算 (入院後1回又は2回)を限度に、460単位を算定 b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定) c 退院時指導加算 (400単位) d 退院時情報提供加算 (500単位) e 退院前連携加算 (500単位)						
	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合						
	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合						
	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合						
(5) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)							
(6) 低栄養リスクの改善加算 (※1) (1日につき 300単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。						
(7) 経口移行加算 (※1) (1日につき 28単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。						
(8) 経口維持加算(Ⅰ)(月につき) (※1) (400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。						
	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。						
(9) 口腔衛生管理体制加算 (※1) (1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合						
(10) 口腔衛生管理加算 (※1) (1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。						
(11) 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))							
(12) 在宅復帰支援機能加算 (※1) (1日につき 10単位を加算)							
(13) 特定診療費 (※1)							
(14) 認知症専門ケア加算 (一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)							
(15) 認知症行動・心理状態報告対応加算 (入所後7日に限り1日につき200単位を加算)							
(16) 療養支援加算 (※1) (1月につき 100単位を加算)							
(17) サービス提供体制強化加算 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)							
(18) 介護職員処遇改善加算 (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×10/1000) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十(三)の90/100) (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十(三)の80/100)	注 所定単位数は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計						

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に達しない場合には、(※1)を適用しない。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分			注				注	注							
			入院患者の数が 院舎の定員を超 える場合	看護・介護職員の 数が基準に満た ない場合	介護支援専門員 の数が基準にた まらない場合	看護科が標準に 定められた看護 士等の数に満た ない場合	認知の医師確保計 画を提出したも の、医師の数が基 準に定められた医 師の数が60/100 を超過した数に 達する場合は	一定の要件を満 たさず入院患者 の数が基準にた まらない場合	有働のユニット リーダーをユニ ット毎に配置し ていない等ユニ ット毎に異なる 体制が未整備で ある場合	身体障害者 等					
(1) 認知症疾患療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室> ※介護1 (967 単位) ※介護2 (1,031 単位) ※介護3 (1,095 単位) ※介護4 (1,159 単位) ※介護5 (1,223 単位) ※介護6 (1,287 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×95/100		※介護1 (967 単位)					
		b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	※介護1 (912 単位) ※介護2 (976 単位) ※介護3 (1,040 単位) ※介護4 (1,104 単位) ※介護5 (1,168 単位) ※介護6 (1,232 単位)							※介護1 (912 単位)					
		(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室> ※介護1 (884 単位) ※介護2 (948 単位) ※介護3 (1,012 単位) ※介護4 (1,076 単位) ※介護5 (1,140 単位)							※介護1 (884 単位)					
		b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	※介護1 (829 単位) ※介護2 (893 単位) ※介護3 (957 単位) ※介護4 (1,021 単位) ※介護5 (1,085 単位) ※介護6 (1,149 単位)							※介護1 (829 単位)					
		(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室> 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室> ※介護1 (990 単位) ※介護2 (1,054 単位) ※介護3 (1,118 単位) ※介護4 (1,182 単位) ※介護5 (1,246 単位)							※介護1 (990 単位)					
	b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	※介護1 (935 単位) ※介護2 (999 単位) ※介護3 (1,063 単位) ※介護4 (1,127 単位) ※介護5 (1,191 単位) ※介護6 (1,255 単位)	※介護1 (935 単位)												
	(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV) 看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室> ※介護1 (974 単位) ※介護2 (1,038 単位) ※介護3 (1,102 単位) ※介護4 (1,166 単位) ※介護5 (1,230 単位)	※介護1 (974 単位)												
	b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	※介護1 (919 単位) ※介護2 (983 単位) ※介護3 (1,047 単位) ※介護4 (1,111 単位) ※介護5 (1,175 単位) ※介護6 (1,239 単位)	※介護1 (919 単位)												
	(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(V) 経過措置型	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室> ※介護1 (1,066 単位) ※介護2 (1,130 単位) ※介護3 (1,194 単位) ※介護4 (1,258 単位) ※介護5 (1,322 単位)	※介護1 (1,066 単位)												
	b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	※介護1 (1,011 単位) ※介護2 (1,075 単位) ※介護3 (1,139 単位) ※介護4 (1,203 単位) ※介護5 (1,267 単位) ※介護6 (1,331 単位)	※介護1 (1,011 単位)												
	(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室> ※介護1 (780 単位) ※介護2 (844 単位) ※介護3 (908 単位) ※介護4 (972 単位) ※介護5 (1,036 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100			×97/100		※介護1 (780 単位)			
	(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	※介護1 (725 単位) ※介護2 (789 単位) ※介護3 (853 単位) ※介護4 (917 単位) ※介護5 (981 単位)										※介護1 (725 単位)			
	(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室> ※介護1 (1,157 単位) ※介護2 (1,221 単位) ※介護3 (1,285 単位) ※介護4 (1,349 単位) ※介護5 (1,413 単位)	×70/100	×90/100	×90/100					×90/100	×97/100		※介護1 (1,157 単位)
			b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型個室の多床室>	※介護1 (1,102 単位) ※介護2 (1,166 単位) ※介護3 (1,230 単位) ※介護4 (1,294 単位) ※介護5 (1,358 単位)											※介護1 (1,102 単位)
			(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型個室の多床室>	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室> ※介護1 (1,038 単位) ※介護2 (1,102 単位) ※介護3 (1,166 単位) ※介護4 (1,230 単位)											※介護1 (1,038 単位)
b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型個室の多床室>			※介護1 (983 単位) ※介護2 (1,047 単位) ※介護3 (1,111 単位) ※介護4 (1,175 単位) ※介護5 (1,239 単位)	※介護1 (983 単位)											
(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>			a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室> ※介護1 (1,173 単位) ※介護2 (1,237 単位) ※介護3 (1,301 単位) ※介護4 (1,365 単位)	※介護1 (1,173 単位)											
b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型個室の多床室>	※介護1 (1,118 単位) ※介護2 (1,182 単位) ※介護3 (1,246 単位) ※介護4 (1,310 単位) ※介護5 (1,374 単位)	※介護1 (1,118 単位)													

* 一定の要件を満たす入院患者の数が基準に満たない場合は、(※1)を適用しない。